

東海市告示第119号

ふるさと応援寄附金の納付事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により令和5年8月16日に指定をした指定納付受託者の事業所の所在地が変更されるため、次のとおり告示する。

令和8年6月9日

東海市長 花田勝重

1 指定納付受託者の名称及び事務所の新旧の所在地

名称	事業所の所在地	
	旧	新
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	東京都港区北青山二丁目14番4号

2 変更年月日

令和8年7月21日